

島本町個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p><u>(10) 「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(11) 「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(特定個人情報保護評価)</u></p> <p>第11条 実施機関は、<u>特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合においては、同項の規定により、審議会の意見を聴くものとする。</u></p> <p>(特定個人情報以外の個人情報の目的外利用の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、登録された目的の範囲を超えて当該個人情報（<u>特定個人情報を除く。以下この条において同じ。</u>）を利用し、又は本人以外のものに提供（以下「目的外利用」という。）してはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>第11条 削除</p> <p>(目的外利用の制限)</p> <p>第13条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、登録された目的の範囲を超えて当該個人情報を利用し、又は本人以外のものに提供（以下「目的外利用」という。）してはならない。</p>

(特定個人情報の利用の制限)

第13条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用すること（以下「特定個人情報の目的外利用」という。）をしてはならない。ただし、実施機関は、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報の目的外利用（情報提供等記録の利用を除く。以下この条において同じ。）をすることができる。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により特定個人情報の目的外利用をするときは、当該特定個人情報に係る本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 第1項ただし書及び前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の目的外利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第13条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の管理及び事務を処理するため、当該実施機関以外のものとの電子計算機処理による結合を行ってはならない。ただ

(電子計算機の接続の制限)

第15条 実施機関は、個人情報の管理及び事務を処理するため、当該実施機関以外のものとの電子計算機処理による結合を行ってはならない。ただし、当該実施機関以外の機関と結合の必要が生じたと

し、当該実施機関以外の機関と結合の必要が生じたときは、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、これを行うことができる。

(訂正等の請求等)

第21条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し、当該個人情報の記録に誤りがあるとき又は実施機関が登録の範囲を超えて当該個人情報の管理をしているときは、当該個人情報(当該個人情報の削除にあつては、特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)の記録の訂正及び削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、訂正の請求について訂正する旨の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(目的外利用の中止の請求等)

第22条 住民は、自己の個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を管理している実施機関に対し、当該実施機関が当該個人情報を第13条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用しているときは、当該個人情報の目的外利用の中止を請求することができる。

きは、あらかじめ審議会の意見を聴いたうえで、これを行うことができる。

(訂正等の請求等)

第21条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し、当該個人情報の記録に誤りがあるとき又は実施機関が登録の範囲を超えて当該個人情報の管理をしているときは、当該個人情報の記録の訂正及び削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

(目的外利用の中止の請求等)

第22条 住民は、自己の個人情報を管理している実施機関に対し、当該実施機関が当該個人情報を第13条第1項及び第2項の規定によらないで目的外利用しているときは、当該個人情報の目的外利用の中止を請求することができる。

(特定個人情報の利用停止の請求)

第22条の2 住民は、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第13条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第13条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 前項の規定による利用停止の請求及び利用停止の請求に対する決定等については、第17条第2項及び第4項並びに第18条の規定を準用する。この場合において、第17条第2項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、第18条第1項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「開示の決定等」とあるのは「利用停止の決定等」と、同条第3項中「開示請求」とあるのは「利用停止の請求」と、「開示を」とあるのは「利用停止を」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、当該特定個人情報の利用停止を認める決定をしたときは、速やかに当該特定個人情報の利用停止をしなければならない。この場合において、当該特定個人情報を利用し、提供し、及び目的外利用したものに対し、当該特定個人情報の利用停止を通知しなければならない。

(異議の申し立て等)

第23条 請求者は、第21条第2項、第22条第2項又は第22条の2第2項において準用する第18条第1項の規定による処分に対し不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議の申し立てをすることができる。

2 略

3 前項において、請求を認める決定をしたときは、開示については第19条の規定を、訂正等については第21条第3項の規定を、目的外利用の中止については第22条第3項の規定を、また利用停止については前条第3項の規定を準用する。

(適用除外事項)

第26条 この条例は、法令等に個人情報(特定個人情報を除く。)の開示、訂正等及び異議の申し立ての手続が定められている場合については、適用しない。

(異議の申し立て等)

第23条 請求者は、第18条第1項又は第21条第2項及び第22条第2項において準用する第18条第1項の規定による処分に対し不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による異議の申し立てをすることができる。

2 略

3 前項において、請求を認める決定をしたときは、開示については第19条の規定を、訂正等については第21条第3項の規定を、また目的外利用の中止については第22条第3項の規定を準用する。

(適用除外事項)

第26条 この条例は、法令等に個人情報の開示、訂正等及び異議の申し立ての手続が定められている場合については、適用しない。